

令和5年第1回臨時会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和5年4月4日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸般の報告  
第 4 議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村  
一般会計補正予算（第12号）  
第 5 議案第20号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書  
委員長申出

◎出席議員（7名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
4番	能	登	ゆ	う	君	5番	湯	澤	幸	敏	君
6番	川	人	孝	則	君	7番	山	口	芳	之	君
8番	岩	井	英	明	君						

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君						
副	村	長	大	石	和	朗	君				
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君			
総	務	課	長	高	松	重	和	君			
住	民	課	長	小	林	義	幸	君			
保	健	福	祉	課	長	神	信	弘	君		
産	業	課	長	秋	元	千	春	君			
建	設	課	長	釣	賀	謙	一	君			
教	育	長	根	井	朗	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	藤	田	俊	幸	君

◎議会事務局

事 務 局 長  
書 記

横 井 慎 之 君  
伊 藤 秋 恵 君

(午前 9時30分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は7名です。  
定足数に達しておりますので、令和5年第1回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会に提出されました案件は、議案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、連茂君及び2番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思えます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和5年2月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第1号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第19号の説明をさせていただきます。

議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年4月4日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、主に特別交付税の増額並びに除雪事業交付金及びようてい森林組合出資金の新規計上等のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月30日、赤井川村長。

それでは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第12号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億117万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月30日専決、赤井川村長。

続いて、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額に90万2,000円を追加し、3億5,172万1,000円に、これは5項の入湯税の増額でございます。

2款地方譲与税、既定額に92万1,000円を追加し、4,526万9,000円に、これは1項の地方揮発油譲与税で52万9,000円の増額、2項自動車重量譲与税で42万2,000円の増額、3項森林環境譲与税で3万円の減額でございます。

3款利子割交付金、既定額から4万2,000円を減じ、4万5,000円に。

4款配当割交付金、既定額に10万4,000円を追加し、34万4,000円に。

5款株式等譲渡所得割交付金、既定額に4万1,000円を追加し、28万1,000円に。

6款法人事業税交付金、既定額に143万7,000円を追加し、274万5,000円に。

7款地方消費税交付金、既定額に657万8,000円を追加し、3,257万8,000円に。

8款自動車税環境性能割交付金、既定額に56万9,000円を追加し、356万9,000円に。

10款地方交付税、既定額に2,998万円を追加し、11億7,221万8,000円に。

14款国庫支出金、既定額に303万8,000円を追加し、4億1,017万5,000円に、これは2項国庫補助金の増額でございます。

15款道支出金、既定額に1,000円を追加し、8,281万5,000円に、これは3項の委託金の増額でございます。

16款財産収入、既定額に6万4,000円を追加し、879万9,000円に、これは1項財産運用収入の増額でございます。

18款繰入金、既定額から3,400万円を減じ、1,742万5,000円に、これは2項基金繰入金の減額でございます。

20款諸収入、既定額に25万7,000円を追加し、7,185万円に、これは4項の雑入の増額でございます。

歳入合計、既定額に985万円を追加し、28億117万6,000円となります。

次に、4ページ目をお開きください。歳出です。3款民生費、予算額に増減はありませんが、財源内訳の変更でございます。

4款衛生費、こちらも予算額に増減はなく、財源内訳の変更でございます。

5款農林水産業費、既定額に3万4,000円を追加し、1億6,173万3,000円に、これは2項林業費の増額でございます。

7款土木費、予算額に増減はありませんが、財源内訳の変更でございます。

12款予備費、既定額に981万6,000円を追加し、1,152万4,000円に、歳出合計としては歳入と同額の既定額に985万円を追加し、28億117万6,000円となります。

次に、7ページ目をお開きいただきたいと思います。2、歳入、1款村税、1項入湯税、1目入湯税、既定額に90万2,000円を追加し、233万6,000円に。内訳は、リゾート施設の再開による利用者実績の増によるものでございます。

続いて、8ページ、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、既定額に52万9,000円を追加し、982万9,000円に。内訳は、地方揮発油譲与税の額の確定による増でございます。

同じく8ページ中段2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、既定額に42万2,000円を追加し、2,942万2,000円に。内訳は、自動車重量譲与税の額の確定による増でございます。

同じく8ページ下段、2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、既定額から3万円を減じ、601万8,000円に。内訳は、森林環境譲与税の額の確定による減でございます。

続いて、9ページに移ります。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、既定額から4万2,000円を減じ、4万5,000円に。内訳は、交付金の額の確定による減額でございます。

続いて、10ページです。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、既定額に14万4,000円を追加し、34万4,000円に。内訳は、交付金の額の確定による増額でございます。

続いて、11ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、既定額に4万1,000円を追加し、28万1,000円に。内訳は、

交付金の額の確定による増額でございます。

続いて、12ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、既定額に143万7,000円を追加し、274万5,000円に。内訳は、交付金の額の確定による増額でございます。

続いて、13ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、既定額に657万8,000円を追加し、3,257万8,000円に。内訳は、交付金の額の確定による増でございます。

続いて、14ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金、既定額に56万9,000円を追加し、356万9,000円に。内訳は、交付金の額の確定による増額でございます。

続いて、15ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に2,998万円を追加し、11億7,221万8,000円に。内訳は、特別交付税の額の確定による増でございます。

続いて、16ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に2,000円を追加し、2億6,727万7,000円に。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額で、特定感染症緊急風疹抗体検査等の事業の額の確定による増でございます。

同じく16ページ中段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額に303万6,000円を追加し、6,619万8,000円に。内訳は、大雪による臨時交付金の決定による新規計上でございます。

次に、17ページです。15款道支出金、3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に1,000円を追加し、4万円に。内訳は、保健福祉統計調査委託金の額の確定による増額でございます。

続いて、18ページです。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、既定額に6万4,000円を追加し、79万2,000円に。内訳は、ようてい森林組合出資金の配当金の額の確定による新規計上でございます。

続いて、19ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から2,400万円を減じ、100万円に。内訳は、地方交付税の増額等により財源不足が解消される見込みのための減額でございます。

同じく19ページ中段、18款2項4目減債基金繰入金、既定額から1,000万円を減じ、ゼロ円に、こちらは財政調整基金と同様の理由でございます。

続いて、20ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に25万7,000円を追加し、2,230万2,000円に。内訳は、健康診査等受診率向上特別事業費補助金と長寿健康増進事業特別対策補助金の新規計上によるものでございます。

次に、21ページに移ります。3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額はありますが、財源内訳の変更でございます。

続いて、22ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、こちらも補正額はあり

ませんが、財源内訳の変更でございます。

同じく22ページ中段、4款1項3目環境衛生費、こちらも補正額はありませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、23ページ、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、既定額に3万4,000円を追加し、1,882万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、ようてい森林組合出資金の新規計上と森林環境譲与税の額の確定による基金積立金の減によるものでございます。

続いて、24ページです。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額はありませんが、財源内訳の変更でございます。

次に、25ページ、12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に981万6,000円を追加し、1,152万4,000円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては3月補正後に地方交付税や各種交付金等の額の確定による歳入の増減が主なものでございます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第12号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第19号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第12号））は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第20号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第1号）についてご説明をさせていただきます。

1 ページお開きください。議案第20号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,580万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月4日提出、赤井川村長。

2 ページお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に1,580万円を追加し、1億3,396万8,000円に、2項基金繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に1,580万円を追加し、27億6,580万円にしようとするものでございます。

続きまして、3 ページ、歳出、6 款商工費、既定額に350万円を追加し、1億7,367万8,000円に、1項商工費の追加であります。

9 款教育費、既定額に1,236万8,000円を追加し、2億1,378万5,000円に、4項社会教育費の追加であります。

11款予備費、既定額から6万8,000円を減じ、244万1,000円に、1項予備費の減額でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に1,880万円を追加し、27億6,580万円にしようとするものでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。2、歳入であります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に1,880万円を追加し、9,880万円にしようとするものでございます。内訳としましては、1節の財政調整基金繰入金で1,580万円の計上でございます。

今回の補正につきましては、皆様にご審議いただいております高校生の海外研修、それとこの秋に計画を進めたいと考えておりますイベント、お祭りについて等に係る予算ということで計上させていただいております。

詳細については、歳出の項目で担当課長からご説明をさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

7 ページになります。3、歳出、6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、既定額に350

万円を追加して、4,371万3,000円にしようとするものです。補正内容は、本年度、村をPRする新規の村祭り開催に係る助成として、18節負担金補助及び交付金で300万円を実施予定組織に新たに定額で助成しようとするものでございます。また、10節需用費においては、道の駅の観光拠点施設機能を生かすため、指定管理者が今シーズン実施する村産品観光PRイベントへの協賛として農産物や加工品等の提供費用50万円を追加で計上しようとするものでございます。また、新たな村祭りの開催に当たりましては、3月31日に実施予定組織の打合せがありまして、改めて関係者、関係団体で今月中に実施組織の立ち上げをして、開催に向けて取り組むことを確認されております。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の8ページをお開きください。9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額に1,236万8,000円を追加し、2,947万円にしようとするものです。内訳は、高等学校生徒等海外研修事業補助金を新規で1,312万8,000円を追加するものと、既に計上されている中学生海外研修事業のうち、共通経費となる国内外でのバス借上げ及び添乗員に関する予算について、人数案分により高等学校生徒等海外研修事業に該当する金額76万円を減じたものです。

こちらにつきましては、別に配付しております予算説明資料を御覧いただきたいと思っております。まず、1ページ目なのですが、事業の実施要領案について、こちらにつきましては、先ほど村長からもご説明がありましたとおり、新型コロナウイルス拡大の影響によって中学校在学中に海外派遣事業に参加することができなかった令和3年度卒業生と令和4年度の卒業生を対象として改めて派遣参加の機会をつくって、外国での生活体験や交流、視察等を通じて国際性豊かな感覚と自主性、社会性を備えた人材を育成することを目的として実施しようとする事業となっております。こちらにつきましては、先月開催の特別委員会の説明からの改正点として、第4条、費用負担のうち第2項のパスポート申請及び交付に係る費用負担について、事業参加の有無にかかわらず村が負担するものと改正しております。

また、第5条の研修事業推進について、中学生の派遣事業とは別に教育委員会が生徒及び全体の安全保障、危機管理を徹底することができ、かつ本プログラムの目的の実現を図ることができるものと認める方の中から任用することとしております。

また、2ページ目、3ページ目につきましては、本事業の参加申込書の様式となっております。こちらにつきましては、要領案の第1条に示しているこの事業を実施する目的を十分理解した上で参加していただくために参加希望者から提出していただく内容となっております。

続きまして、4ページなのですがすけれども、こちらは対象者の情報となっております。3年度卒業生について、全ての方について連絡を取ることができまして、その方につきましても実施することになれば参加を検討したいとの回答をいただきましたので、最新の状況に更新したものを添付しております。

最後に、5ページ目です。こちらは予算の内訳となっております。内容については、見積金額をあくまでも、現在の状況なのですがすけれども、積算したものに改めているほか、高校生の引率者を1名であったものを3名に増員して計上しております。こちらにつきましては、参加者数や支援が必要な方がいる場合によって最大3名の引率者が同行することを想定して計上させていただいております。

なお、本事業の実施が決定した際には、対象者に対して案内を行い、参加者の取りまとめを行う予定となっておりますが、参加者の人数によっては受入先のオーストラリアストラスモア校と受入れ態勢や訪問日程の調整をするなど、プログラムの内容について再考することも想定されますので、ご承知おきください。

続きまして、9ページを御覧ください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から6万8,000円を減額し、244万1,000円にしようとするものです。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

連茂君。

○1番（連 茂君） 予算書の7ページ、質問させてください。

もともとお祭りの件に関しては、前回上限額を決めて、3分の2の補助をするというふうな提案がありました。それに対して議会としては反対の意をお伝えした経過があると思うのですが、そして出てきたのが、今回お祭りの事業補助金として300万という金額を提示されています。この300万という部分の根拠をお伝えください。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） これにつきましては、前回、3月20日の委員会のときには上限を350万というふうな形で協議もしていたのですが、今回議会の方々の当日のご意見も含めて、300万円というような金額を設定させていただきました。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 350万から3分の2というふうな部分でこういう計算が出てきているのだと思うのですがすけれども、実際に世の中の情勢を考えると、かなりいろんなものが高騰しているし、今まで以上、今までと同じ内容のイベントを開催するとしたら、当然経費はかかるわけです。それを前提に考えなければいけないところをあえて今までの経費よりも下げた意図というのを、当然財政のこともあると思うのですが、その辺のご検討というのはされていますか。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 内部でも話ししたのですが、今回初めての試みということもありまして、金額ありきではないのですが、あまり金額を大きくするよりはまず初めにこのぐらいの金額から始めて、それでいろいろな課題が出てくると思うのですが、それを次回以降の開催に向けて発展していけばいいなという形で今回この金額で計上させていただきました。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） つまり今回検討する会というのが立ち上がっていると思うのですがけれども、そちらのほうでは300万というのは了解を得たと考えてよろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 事前にこの件はお話ししまして、それを受けて3月31日に打合せ会議も開催させていただきました。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） もう一回ですか。

許します。

○1番（連 茂君） ありがとうございます。別にあえて、次質問というよりは、先ほども言ったとおり、世の中の情勢というのはかなりいろんなもので物価も上がっていますし、イベント開催に関しても僕の知り合いなんか聞いてもかなり会場経費だとか、赤井川の場合にはかかりませんが、基本的なイベント開催に関してはやはり経費がかかるというのが前提にありますので、今年は300万で試すというか、形を取るというのは理解しましたけれども、今後規模を見て、その辺の判断というのを、来た人が、会場に足を運んでくれたお客さんが喜んで帰れる、喜んでまた来たいと思えるようなイベントづくりにぜひ、そのための必要な経費だったら惜しまず使っていただきたいなと思いますので、その辺付け加えて発言させていただきました。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 8ページの高校生の海外研修事業についてです。今回予算が決定した場合、その後の対象者への案内だとか取りまとめのスケジュール感についてちょっとお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） こちらのほうが本日もし決定していただけたら、早々にご案内をして、4月中には参加者の確定をしたいというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 参加者確定した上で、中学生の場合ですと事前にオンラインで現地の方とのやり取りとか、そういった形での前段階の準備というのものもあるかと思うのですがけれども、今回高校生の方も対象ということで、そうした事前の何かプログラムに参加す

るためのガイダンスとか、あと現地の方との交流とか、そういうことは考えられているのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） こちらのほうも先ほど申し上げたのですが、参加者が固まって、人数もおおよそ見えてきた段階でどのような形に、当然事前の説明会などは、どういった形になるかは別として、行う予定とはなっておりますので、まずは参加者のほうの確定を急ぎたいと思っております。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第20号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第20号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたし

ます。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和5年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前10時03分閉会)